

事務名	興行場営業許可に係る申請書記載事項、届出事項変更、停止及び廃止届出
根拠法令	興行場条例第3条第4項

営業者は、第一項の規定による申請書に記載した事項若しくは前項の規定による届出事項を変更したとき、又は興行場の営業を停止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。